

議 案 第 18 号

松戸市債権管理条例等の一部を改正する条例の制定について

松戸市債権管理条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年9月3日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴う市税の取扱いに準じ、延滞金の割合の特例に係る規定等の整備を行うため。

松戸市債権管理条例等の一部を改正する条例

(松戸市債権管理条例の一部改正)

第1条 松戸市債権管理条例（平成24年松戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

(松戸市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 松戸市国民健康保険条例（昭和58年松戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第17項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下こ

の項において同じ」に、「年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

（松戸市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第3条 松戸市後期高齢者医療に関する条例（平成20年松戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

（松戸市介護保険条例の一部改正）

第4条 松戸市介護保険条例（平成12年松戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

（松戸市公設地方卸売市場業務条例の一部改正）

第5条 松戸市公設地方卸売市場業務条例（昭和58年松戸市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第60条第1項を次のように改める。

市長は、前条の使用料について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が2,000円以上であるときは、当該金額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収することができる。

第60条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、
365日当たりの割合とする。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 6 当分の間、第60条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(松戸市道路占用料条例の一部改正)

第6条 松戸市道路占用料条例（昭和49年松戸市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項を次のように改める。

- 3 延滞金は、督促をした占用料の金額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年10.75パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を徴収する。

第6条に次の2項を加える。

- 4 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、

365日当たりの割合とする。

- 5 市長は、納期限までに納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合には、第3項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 4 当分の間、第6条第3項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年10.75パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年10.75パーセントを超える場合には、年10.75パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(松戸市下水道条例の一部改正)

- 第7条 松戸市下水道条例（昭和56年松戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第23条の3第1項中「場合は、当該使用料の額に、その」を「場合において、当該督促をした金額が2,000円以上であるときは、当該金額に同項の」に改め、「応じ、」の次に「当該金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき」を加え、「金額に相当する延滞金」を「延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て

る。)」に改める。

第23条の3第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 市長は、前条第1項の納期限までに納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合には、第1項の規定により徴収することとした延滞金を減額し、又は免除することができる。

第23条の3第4項を削る。

附則第6項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

（松戸市公共下水道に係る事業の受益者負担に関する条例の一部改正）

第8条 松戸市公共下水道に係る事業の受益者負担に関する条例（昭和48年松戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「負担金を納期限までに納付しない者があるときは、」を「負担金について、都市計画法第75条第3項又は地方自治法第231条の3第1項の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が

2,000 円以上であるときは、当該金額に」に、「負担金の額に」を「当該金額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき」に、「延滞金を当該負担金に」を「延滞金額（その額に100 円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を」に改める。

第9条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 市長は、納期限までに納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合には、第1項の規定により徴収することとした延滞金を減額し、又は免除することができる。

第9条第4項を削る。

附則第3項中「延滞金の」の次に「年14.5パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の松戸市国民健康保険条例の規定、第3条の規定による改正後の松戸市後期高齢者医療に関する条例の規定、第4条の規定による改正後の松戸市介護保険条例の規定、第5条の規定による改正後の松戸市公設地方卸売市場業務条例の規定、第6条の規定による改正後の松戸市道路占用料条例の規定、第7条の規定による改正後の松戸市下水道条例の規定及び第8条の規定による改正後の松戸市公共下水道に係る事業の受益者負担に関する条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。